

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

当施設はご契約者に対して介護保険施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

| | |
|-------------|------------------|
| 事業者の名称 | 医療法人社団 三愛会 |
| 事業者の所在地 | 名寄市西1条北5丁目1番19 |
| 法人種別 | 医療法人 |
| 代表者名 | 山岸 眞理 |
| 電話番号 | 01654-3-3911 |
| 指定年月日及び指定番号 | 平成5年5月1日 3211445 |

2. ご利用の事業所

| | |
|---------|-----------------------|
| 事業所の名称 | 老人保健施設ボヌール士別 |
| 事業所の所在地 | 北海道士別市東5条16丁目3129番143 |
| 管理者の氏名 | 長尾 恒 |
| 電話番号 | 0165-23-3911 |
| FAX番号 | 0165-23-3950 |
| 指定事業者番号 | 0153280011号 |

3. 事業の目的と運営の方針

(介護予防) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

(介護予防) 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、(介護予防) 通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

[(介護予防) 通所リハビリテーションの運営方針]

- (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

| | 常 勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|--------|------|------|--------------------|
| ・医 師 | 1名 | 1名 | 医学的管理業務 |
| ・看護職員 | 1名以上 | 0名以上 | 看護リハビリテーション業務 |
| ・介護職員 | 6名以上 | 0名以上 | 介護療養生活のサポート業務 |
| ・支援相談員 | 1名以上 | 0名以上 | 生活全般の指導・市町村と連携 |
| ・理学療法士 | 2名以上 | 0名以上 | 機能回復訓練、リハ計画作成業務 |
| ・作業療法士 | 1名以上 | 0名以上 | 機能回復訓練、リハ計画作成業務 |
| ・管理栄養士 | 1名以上 | 0名以上 | 栄養管理、栄養指導、栄養マネジメント |
| ・事務職員 | 5名以上 | 0名以上 | 一般事務及び庶務業務 |

5. 営業日

通所リハビリテーション

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。ただし、12月30日から1月3日までは、休業とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時15分までを営業時間とする。

介護予防通所リハビリテーション

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし、12月30日から1月3日、国民の祝日、7月15日、8月15日は、休業とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時15分までを営業時間とする。

6. (介護予防) 通所リハビリテーション定員等

- ・通所リハビリテーション定員数 40人
- ・介護予防通所リハビリテーション定員数 19人

7. (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの内容

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～ 8時30分
 - 昼食 12時00分～12時30分
 - 夕食 18時00分～18時30分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（原則週1回実施します。）
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

8. 当事業所が提供する利用料金

利用料金に関しましては、(別紙)利用者負担説明書に記載しているとおりです。

9. 事業の実施地域

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

士別市市内

10. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 士別市立病院
 - ・住 所 士別市東11条5丁目3029番地1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人社団山本歯科医院 風連歯科診療所
 - ・住 所 名寄市風連町西町 78-61

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡します。

11. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

12. サービスの利用に関する留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は、第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒は、医師の許可が必要です。施設内及び敷地内は、禁煙となっております。
- ・火気の取扱いは、充分注意をして下さい。
- ・設備・備品は、大切に取扱って下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、最小限にお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理は、ご自分で管理願います。
- ・（介護予防）通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、支援相談員に相談願います。
- ・ペットの持ち込みは、禁止です。
- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止です。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

13. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

14. 緊急時における対応方法

利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、通所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告し、最善の対応をいたします。

15. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|-------------|----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 師長 田中 春美 |
|-------------|----------|

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

16. 要望及び苦情等の相談（契約書第16条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

相談員 吉田 千春

○窓口受付時間 毎週月曜日～金曜日（基本的には平日） 9：00～17：15

隔週土曜日 9：00～12：30

また、苦情受付ボックスを1Fに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

| | |
|-------------------------------|--|
| 士別市市役所高齢者福祉課 | 士別市東6条5丁目（士別市役所内） 電話 0165-26-7749 |
| 北海道国民健康保険団体連合会 介護保険課企画・苦情係 | 札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5161（内線 6111） 受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日） |
| 北海道社会福祉協議会 | 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立社会福祉総合センター3階 電話 011-241-3976 受付時間 午前9時～午後5時 |

17. 個人情報保護について

事業所では「個人情報保護規定」「情報開示規定」「情報管理規定」を定めています。規定については事業所に備え付けていますので、いつでもご覧になることができます。

私は、本書面に基づいて当施設相談員の _____ から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

ご利用者 住所
氏名 印

ご利用者の家族等 住所
氏名 印

続柄（ ）